

千葉県告示 第776号

千葉県自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年千葉県条例第9号）第15条の規定により、保管期間を経過し、引取りのない自転車等を次のとおり処分するので告示します。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

1 移動・保管した日および処分にかかる自転車等  
別紙のとおり

2 処分台数

429 台

(内訳)

処分告示文書用集計表

撤	去	日	自転車	原付	合計
平成31年6月6日	移動・保管分		1	0	1
平成31年7月17日	移動・保管分		2	0	2
平成31年7月18日	移動・保管分		14	0	14
平成31年7月19日	移動・保管分		22	0	22
平成31年7月20日	移動・保管分		14	0	14
平成31年7月23日	移動・保管分		4	0	4
平成31年7月24日	移動・保管分		13	0	13
平成31年7月25日	移動・保管分		41	0	41
平成31年7月26日	移動・保管分		29	0	29
平成31年7月30日	移動・保管分		9	0	9
平成31年7月31日	移動・保管分		16	0	16
平成31年8月1日	移動・保管分		8	0	8
平成31年8月2日	移動・保管分		5	0	5
平成31年8月3日	移動・保管分		6	0	6
平成31年8月6日	移動・保管分		11	0	11
平成31年8月7日	移動・保管分		18	0	18
平成31年8月8日	移動・保管分		42	0	42
平成31年8月9日	移動・保管分		30	0	30
平成31年8月10日	移動・保管分		10	0	10
平成31年8月13日	移動・保管分		15	0	15
平成31年8月14日	移動・保管分		18	0	18
平成31年8月16日	移動・保管分		19	0	19
平成31年8月17日	移動・保管分		37	0	37
平成31年8月20日	移動・保管分		31	0	31
平成31年8月21日	移動・保管分		14	0	14
合	計		429	0	429